

○東京都電車等の認定学校の処理に関する細則

昭和63年11月1日

63交総第894号

- 1 この細則は、東京都電車条例施行規程（昭和39年交通局規程第37号）第6条（以下「甲条」という。）、東京都乗合自動車条例施行規程（昭和40年交通局規程第50号）第6条（以下「乙条」という。）、東京都地下高速電車営業規程（昭和35年交通局規程第10号）第11条（以下「丙条」という。）及び東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成20年交通局規程第31号）第13条（以下「丁条」という。）に規定する認定学校の処理に関する細目について定めることを目的とする。
- 2 甲条第1項第1号、乙条第1項第1号、丙条第1項第1号及び丁条第1項第1号における「学校教育法第1条の規定による学校に準ずる学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校をいうものとする。
  - (1) 国立の専修学校
  - (2) 監督庁の認可を受けた公立又は私立の専修学校
  - (3) 国立の各種学校
  - (4) 監督庁の認可を受けた公立の各種学校
- 3 甲条第1項第2号、乙条第1項第2号、丙条第1項第2号及び丁条第1項第2号における「学校教育法第134条の規定による私立学校」とは、監督庁の認可を受けた私立の各種学校をいうものとする。
- 4 甲条第1項第2号、乙条第1項第2号、丙条第1項第2号及び丁条第1項第2号における「学校教育法によらない学校」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいうものとする。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）以外の法令によって設置された学校
  - (2) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関
- 5 甲条第2項、乙条第2項、丙条第2項及び丁条第2項の規定による申請書の様式は、別記1のとおりとする。
- 6 認定書の様式は別記2のとおりとする。

附 則

この細則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年9月5日から施行する。

附 則（30交総第1722号）

この細則は、平成31年3月28日から施行する。

附 則（4交総第1387号）

この細則は、令和5年3月31日から施行する。

別記1（第5項関係）

（別紙のとおり）

別記2（第6項関係）

（別紙のとおり）

年 月 日

東京都交通局長 殿

代表者

職・氏名 \_\_\_\_\_

### 通学定期乗車券発行認定申請書

学 校 名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

設 立 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

学 校 の 種 類 \_\_\_\_\_ ※専修学校、各種学校、日本語教育機関又はその他の学校

生 徒 数 \_\_\_\_\_ 名

当校の学生生徒に対し通学定期乗車券の発行を承認願いたく、東京都電車条例施行規程第6条、東京都乗合自動車条例施行規程第6条、東京都地下高速電車旅客営業規程第11条及び東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程第13条により申請します。

ただし、貴局の下記条件を厳守します。

#### 記

- 1 通学定期乗車券使用に関する規定を遵守し、もしこれに違背したときは当校において一切の責任を負うこと。
- 2 通学定期乗車券の使用者は当校学校生徒に限ること。
- 3 通学証明書を発行する際は、台帳に通学証明書の番号、氏名、住所、年齢、通学区間、発行年月日その他必要事項を記録しておくこと。
- 4 通学証明書は有効期間を1か月として厳正に発行すること。
- 5 貴局係員が通学定期乗車券発行上の関係書類の閲覧を求めた時は、いつでもこれを提示すること。
- 6 通学定期乗車券使用者には認定を受けた身分証明書を携帯させ、貴局係員の請求があるときは、いつでもこれを提示させること。
- 7 身分証明書は原則として有効期間を1年として発行すること。
- 8 通学定期乗車券発行認定申請書の申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを届け出ること。
- 9 前各号に違背したときは、指定を取り消されても異議がないこと。
- 10 通学定期乗車券購入に必要な書類を不正発行し、貴局に損害を与えた場合は、これを弁償すること。

認定番号	
------	--

## 通学定期乗車券発行認定書

学 校 名

所 在 地

上記の学校は、東京都電車条例施行規程第6条、東京都乗合自動車条例施行規程第6条、東京都地下高速電車旅客営業規程第11条及び東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程第13条の定めるところにより、当局の通学定期乗車券発行学校であることを認定します。

年 月 日

東京都交通局長